



はじめに

シリーズ2「斜面の理解に向けて」に続き、シリーズ3として「防災予算」を取り上げてみたい。大きな書店に行くと最近では防災コーナーがあるほど防災関連図書は増えているが、防災予算に焦点を当てた関連図書は見当たらない。筆者は防災予算などについて全くの素人であるので、本シリーズでは基礎的知識の確認からお付き合いをお願いする。

アセットマネジメント技術は、最終的には意思決定者の判断を支援することであり、それが予算措置につながることで初めて事業が具体化し目的を達成することができる。そのため斜面インフラマネジメントを語る時、どうしても予算のことを知る必要があると筆者は以前から考えていた。災害復旧事業費も含め国・地方自治体の予算規模が、斜面インフラにかかわる業界の国内市場規模の大枠を規定していると考えからである。業界関係者から斜面インフラに係る予算が増えて欲しいとの声を聴くが、予算の仕組みの基礎を知らなければ、どう対処すべきかの方針さえ決まらない。

斜面インフラに係る公共事業や治山・治水事業、防災・減災事業は、事業目的・性格から公的なお金で行われるのが原則である。もちろん私的財産に係るものはこの限りではない。たとえば宅地造成及び特定盛土等規制法第二十二条では「宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。（下線筆者）」と規定されているのは周知のとおりである。

公的財源を使用することから、防災事業や災害復旧事業のすべては法律に基づいて執行されることになるのは当然で、財政学や地方自治体の財政の姿を知るには、その根拠となるいくつかの法律も学ぶ必要がある。本シリーズでは、必要に応じて該当する根拠条文箇所を示すようにするつもりである。

様々な防災・減災事業、治山・治水事業を行っても自然災害を完全になくすことは困難で、災害が発生した場合の災害復旧事業も公的財源で行われる。したがって防災予算と災害復旧予算を併せて理解しておくことが望ましい。

このような考えから以下の関連図書および法律等を読んでみた。

関連図書では「図説」日本の財政（財経詳報社）¹⁾、「地方財政の状況」（地方財政白書）²⁾、入門財政学³⁾、地方財政学読本⁴⁾、自治体の財政分析⁵⁾、自治体予算の本⁶⁾、自治体の災害財政がわかる本⁷⁾、政府財政支援と被災自治体財政一東日本・阪神大震災と地方財政⁸⁾、法律では、財政法、地方自治法、地方財政法、災害対策基本法、災害救助法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、激甚災害法など多数の法令が含まれる。

このような予備知識をもとに、斜面インフラにかかわる技術者等にとって有益と思われる防災予算の骨格の理解を支援する目的から、以下の5つの話題について取りまとめる計画である。





第一話 歳入・歳出予算を読む前に

第二話 災害財政

第三話 防災予算の変遷

第四話 国の歳入・歳出予算を読む（国土強靱化予算、各省庁予算等）

第五話 県の歳入・歳出予算を読む（西日本 17 県の予算書等）

なお、シリーズ 2 と異なり、参考文献番号、図表番号はシリーズを通した番号付けではなく、話題ごとに番号を付ける方式で記述する予定である。また、本シリーズの原稿は、令和 8 年度の予算成立以前に執筆されたもので、その時点で入手可能なデータを用いていることをお断りしておく。

参考文献

- 1) 「図説」日本の財政（令和 6 年度版）、486p.、（財経詳報社）
- 2) 「地方財政の状況」令和 6 年度、484p.、（地方財政白書）
- 3) 林宏昭、玉岡雅之、桑原美香、石田和之（2012）：入門財政学（第三版）272p.、中央経済社
- 4) 林健久編（2003）：地方財政学読本（第五版）、331p.、東洋経済新報社
- 5) 稲沢克祐（2021）ゼロからできる自治体の財政分析、192p.、学陽書房
- 6) 定野司（2013）自治体予算の本、170p.、学陽書房
- 7) 小西砂千夫（2025）自治体の災害財政がわかる本、251p.、ぎょうせい
- 8) 高寄昇三(2014)政府財政支援と被災自治体財政—東日本・阪神大震災と地方財政—、128p.、公人の友社





第一話 歳入・歳出予算を読む前に

1. 財源はどこから

1) 税の種類

日本国憲法 30 条には「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と記述されるように日本は租税法律主義を採用している。税法入門（国税庁、税務大学校）¹⁾によれば「税は、国等が国民から徴収するが、一般の取引と異なり国等が提供するサービスの直接の対価というものではなく、公共サービスを提供するために必要な費用を国等が国民共通の経費として国民に負担させるものである。」と述べられている。

表一は、財務省が公表している「税の種類に関する資料」²⁾からの引用で、課税主体に着目して分類した国税、地方税の一覧である。一つ一つ見ていくと実に多くの税金があるものと驚く。それぞれの税の税率は、毎年の税制改正プロセスで決定される。個々の税の詳細な説明は、税法入門¹⁾を参照されたい。

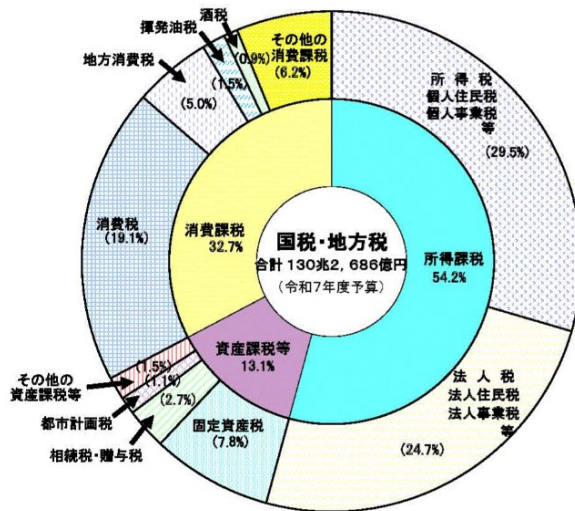
	国税	地方税		国税	地方税
所得課税	所得税 法人税 地方法人税 特別法人事業税 復興特別所得税 森林環境税	住民税 事業税	消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税(環境性能割・種別割) 軽自動車税(環境性能割・種別割) 鉱区税 狩猟税 鉱産税 入湯税
資産課税等	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	不動産取得税 固定資産税 特別土地保有税 法定外普通税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税			

表一 国税、地方税の一覧

出典：財務省「税の種類に関する資料」

図一は令和7年度の国税・地方税の百分率のパイグラフで、税収は所得課税 54%、消費課税 32%と資産課税 13%の3種で構成されている。この現実を眺めると消費税廃止の政策スローガンは、実現には高いハードルの存在が容易に想像される。





図一1 国税・地方税の百分率（令和7年度）

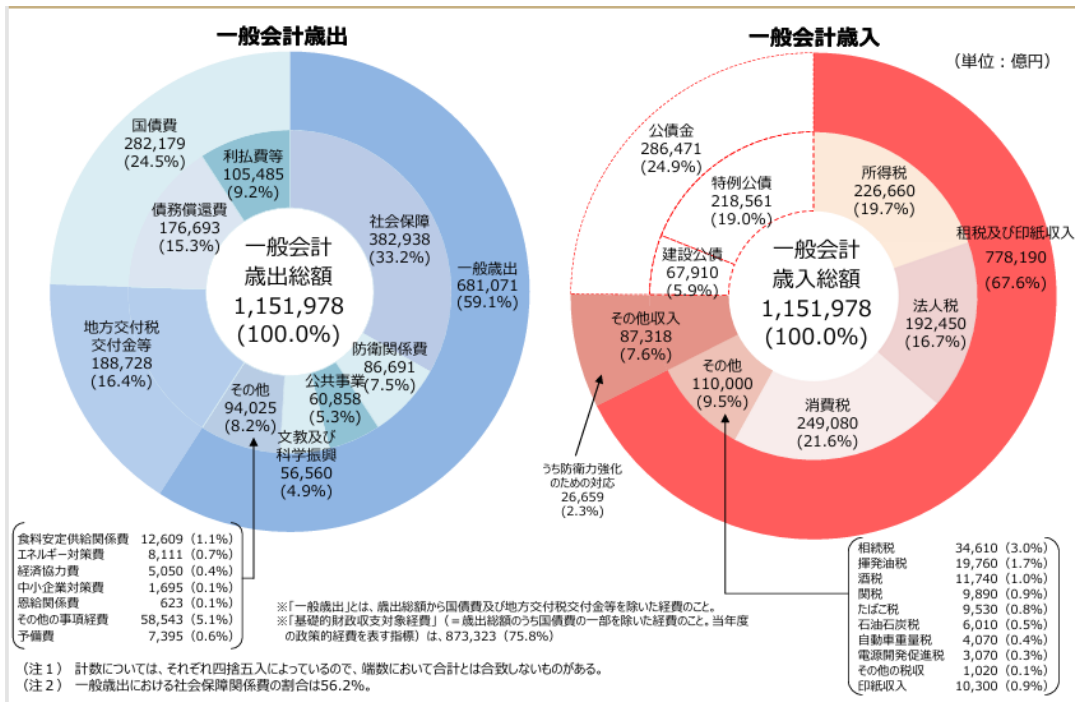
出典：https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a01.htm

2) 税金と公債金

図一2は、国会での修正を経て成立した令和7年度の国の歳入歳出予算で、右図が歳入、左図が歳出である。周知のように歳入予算は、税収からだけで成立しているわけではなく、公債金が約25%加えられている。また歳出には地方交付税交付金等が16.4%含まれ、これが各地方自治体の歳入の一部となる。なお、地方交付税の財源は、地方交付税法の本則に定められた、「所得税及び法人税の33.1%」、「酒税の50%」、「消費税の19.5%」、「地方法人税の全額」と、別途法定された各年度の加減算額との合計額である、と財務省のホームページで説明されている。

地方交付税は、地方財政計画において全自治体の普通予算の歳入・歳出総額の見通しに基づき総額が決定される。地方交付税の総額の94%相当額が普通交付税、6%相当額が特別交付税である。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準を特に重視して算定されるが、特別交付税は普通交付税の機能を補完し自然災害の被災など具体的な事情を考慮して交付される。地方交付税については第二話 災害財政で再度触れる。

「財政法第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」

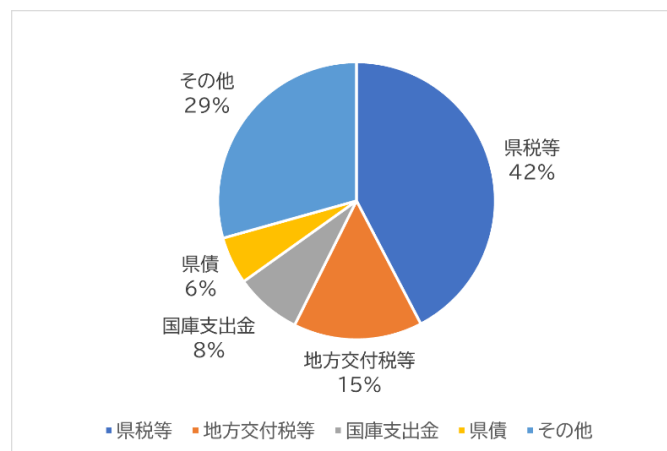


図一 2 国の歳入歳出予算 (令和 7 年度)

出典：https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/0001.pdf アクセス日 2025/09/04

税収と公債からなる予算構造は県レベルでも同様で、図一3は例として兵庫県の令和7年度予算の歳入部分を示している。県税に加え地方交付税等、国庫支出金、県債などから構成されている。ここで注目しておきたいのは、国費で賄われる地方交付税等と国庫支出金の合計は、全歳入の約1/4もある点である。

「地方自治法第二百三十条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。」



図一 3 兵庫県の歳入予算 (令和 7 年度) 出典：兵庫県令和 6 年度決算資料から作成



地方債の発行については、地方財政法による規定がある。特に地方債を財源とする特例の第五条の四「災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合」は、第二話で取り上げる災害財政の議論で重要な役割を果たし、第五条の二「建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない」(下線筆者)の規定は、斜面インフラの耐用年数の評価と直結する規定である。また地方債の発行に当たっては国との協議が必要と規定されていることも記憶に留めておこう。

「地方財政法(地方債の制限)(抜粋)第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合」

(地方債の償還年限)(抜粋)

第五条の二 前条第五号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、同様とする。

(地方債の協議等)(抜粋)

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。」

(つづく)

参考文献

1) 税法入門(国税庁 税務大学校、令和7年度)

<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/nyuumon/pdf/all.pdf>

2) 税の種類に関する資料(財務省)

出典：https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a01.htm





バックナンバー

シリーズ2

<u>No.22</u>	<u>2026年5月1日</u>
<u>No.21</u>	<u>2026年4月17日</u>
<u>No.20</u>	<u>2026年4月3日</u>
<u>No.19</u>	<u>2026年3月19日</u>
<u>No.18</u>	<u>2026年3月6日</u>
<u>No.17</u>	<u>2026年2月20日</u>
<u>No.16</u>	<u>2026年2月6日</u>
<u>No.15</u>	<u>2026年1月21日</u>
<u>No.14</u>	<u>2026年1月9日</u>
<u>No.13</u>	<u>2025年12月19日</u>
<u>No.12</u>	<u>2025年12月5日</u>
<u>No.11</u>	<u>2025年11月21日</u>

シリーズ1

<u>No.10</u>	<u>2025年11月7日</u>
<u>No.9</u>	<u>2025年10月24日</u>
<u>No.8</u>	<u>2025年10月10日</u>
<u>No.7</u>	<u>2025年9月26日</u>
<u>No.6</u>	<u>2025年9月12日</u>
<u>No.5</u>	<u>2025年8月22日</u>
<u>No.4</u>	<u>2025年8月 8日</u>
<u>No.3</u>	<u>2025年7月25日</u>
<u>No.2</u>	<u>2025年7月 4日</u>
<u>No.1</u>	<u>2025年6月20日</u>

